

会計年度任用職員募集要項

| | |
|------------|---|
| 任用根拠 | 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項) |
| 任用期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 職種 | 教育業務支援員 |
| 採用予定人数 | 1名 |
| 勤務場所 | 愛媛県立宇和高等学校三瓶分校(西予市三瓶町津布理3463) |
| 従事すべき業務の内容 | 勤務校における教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務補助業務 ・環境整備業務 ・その他 |
| 応募資格 | 次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校における教育活動に理解があり、業務に対して真摯に取り組めること。 ・他の職に従事している場合であっても、本業務に支障がないこと。 |
| 勤務日及び勤務時間 | 週29時間を限度とし、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。 |
| 休日等 | 愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日 |
| 報酬等 | <ul style="list-style-type: none"> ・報酬:職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)別表第1行政職給料表1級14号給から同表1級22号給までの各号給の額に基づき、1年目は月額178,612円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償:会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給 ・期末手当及び勤勉手当:会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給 |
| 退職に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・公務員としてふさわしくない行為があったとき。 |
| 退職手当 | 支給なし |
| 服務 | 任期中、以下の義務を負う。 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務の命令に従う義務(地方公務員法第32条) ・信用失墜行為の禁止(同法第33条) ・秘密を守る義務(同法第34条) ・職務に専念する義務(同法第35条) ・政治的行為の制限(同法第36条) ・争議行為等の禁止(同法第37条) |
| その他 | 公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険(昭和22年法律第50号)の規定により補償する。 |

応募方法

- ・市販の履歴書(6箇月以内に撮影した写真を添付)を提出してください。

提出先:〒797-0015 西予市宇和町卯之町四丁目190-1

愛媛県立宇和高等学校事務室 TEL:0894-62-1321